



# 取引約款

(契約締結前交付書面)

**【2019年2月】**

## エキサイトワン

エキサイトワン株式会社

金融商品取引業(第一種金融商品取引業、投資助言・代理業)

登録番号： 関東財務局長(金商)第245号

加入協会： 一般社団法人 金融先物取引業協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

〒106-0047 東京都港区南麻布3-20-1 Daiwa麻布テラス4階

電話：(03)6635-6821(大代表)

## 目 次

### 約 款

総則	1 ページ
口座開設、システム利用及び諸通知等	3 ページ
預託金等の取扱い	5 ページ
取引の注文	6 ページ
取引の決済	8 ページ
取引の制限等	9 ページ
雑則	10 ページ
店頭外国為替証拠金取引のリスクについてリスク開示告知書	13 ページ

# 約 款

## 第1章 総 則

この約款は、お客様がエキサイトワン株式会社（以下「当社」という）の提供するインターネット上のオンラインシステム「macaso」（以下「本システム」という）を利用し、当社と直接行う「店頭外国為替証拠金取引」（以下、「本取引」という）を行う際の取決めであり、お客様は本取引を行うにあたり、この約款に掲げる事項を承諾し、お客様自身の判断と責任において本取引を行うものとします。

### 第1条（法令遵守と適用法及び管轄所管）

お客様及び当社は、本システムを利用して本取引を開始するにあたり、本約款の各条項を遵守し、これに従って本取引を行うものとします。本約款は金融商品取引法に準拠し、この法律に従い解釈されるものとします。

2. 本約款に定めない事項については、その他法令、規則、一般社団法人金融先物取引業協会規則等を遵守するものとします。
3. 本約款に定めない事項、又は本約款の解釈につき疑義が生じたときは、双方誠意をもって協議し、円満解決を図るものとします。
4. お客様と当社との間の本取引に係る訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第2条（約款の変更）

法令の変更、その他の理由により本約款が変更された場合は、当社はおお客様に対して遅滞なくその変更の旨と変更された内容を当社ホームページ上に表示するものとします。この場合、当社が定める期日までに異議の申し出がなく、又は通知後に本取引が行われた時は、お客様はその変更に同意したものとみなします。

### 第3条（定 義）

本約款において、次の各号に掲げる用語について、以下の通り定義します。

- (1) 「相対取引」とは、お客様が、当社を直接の相手先として、当社が提示する価格で売買取引を行う取引のことです。
- (2) 「取引総額」とは、本取引における取引単位のことであり、最低約定金額に取引数量を乗じた金額で表示します。
- (3) 「買付」とは、本取引で買う取引をいいます。店頭外国為替証拠金取引においては、決済価格が約定価格を上回ったときに金銭を受取ることになり、下回ったときには金銭を支払うこととなります。これらの逆の取引を「売付」といいます。

- (4) 「反対売買」とは、転売又は買戻しにより決済することを意味します。
  - (5) 「差金決済」とは、反対売買により生じた約定代金の差額の授受により決済を行うことを意味します。
  - (6) 「通貨ペア」とは、取引対象の通貨の組合わせを意味します。
  - (7) 「売買の種別」とは、新規の売り、新規の買い、決済の売り、決済の買いの区別を意味します。
  - (8) 「執行条件」とは、成行注文、指値注文、逆指値注文等、その他本取引において規定されている範囲内の注文執行形態の種類を意味します。
  - (9) 「注文方法」とは、インターネットに依る注文を意味します。
  - (10) 「成行注文」とは、あらかじめ値段を定めずに買い売り注文を行うことです。
  - (11) 「指値注文(リミット・オーダー)」とは、価格の限度(売りであれば最低値段、買いであれば最高値段)を示して注文を行うことです。
  - (12) 「逆指値注文(ストップ・オーダー)」とは、為替レートが指定値段以上になった時点で買注文を執行し、指定値段以下になった時点で売注文を執行する注文形態を意味し、お客様の意思で行う指値です。
  - (13) 「ポジション」とは、本取引における未決済の約定を意味します。
  - (14) 「値洗い」とは、本取引に係るお客様のポジションに対し、当社の定める為替レートを用いて損益計算を行なった額を意味します。
  - (15) 「有効証拠金」とは、お客様が本取引口座に預託している取引証拠金に、現在保有しているポジションの未決済差損益を加減したものです。  
※ macasoの画面上又はレポート(取引残高報告書)上では「純資産」と表記(以下、「有効証拠金(純資産)」)しています。
  - (16) 「ロスカット」とは、損失の拡大を防ぐためのものであり、お客様のポジションを当社の任意で反対売買することを意味します。  
本システムの画面上において、余剰証拠金が0(ゼロ)を下回った時点で、お客様の保有するすべてのポジションが強制的に決済されます。
  - (17) 「スワップポイント」とは、ポジションの維持に応じて日々受払いが生じる2通貨間の金利差調整のことを意味します。
  - (18) 「余剰証拠金」とは、有効証拠金(純資産)から維持証拠金額を差し引いた金額のことを意味します。「店頭外国為替証拠金取引」の買い手、売り手になっているお客様が保有する建玉について値洗いを行った結果、有効証拠金(純資産)が建玉を維持するのに必要な維持証拠金額を下回った場合(余剰証拠金が0(ゼロ)を下回った時点)にロスカットされ、すべてのポジションが自動決済されます。余剰証拠金の範囲内で新たにポジションが建てられます。
2. 取引の詳細については、当社ホームページ上の取引概要、及び操作マニュアルに準拠するものとします。

## 第2章 口座開設、システム利用及び諸通知等

### 第4条（口座開設）

お客様は本取引を行うにあたり、当社所定の書面またはインターネット申込画面に必要事項を記入の上、当社に「店頭外国為替証拠金取引口座」を開設するものとします。証拠金の出し入れ、取引の執行、売買代金の決済、その他本取引に関する金銭の授受等のすべてをお客様の当該口座内において管理するものとします。

2. 本取引のご利用にあたり、お客様は真実の住所、氏名を使用するものとします。
3. お客様の住所、氏名は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下、犯収法といいます。）に基づく本人確認書類と同一のものを使用することとします。
4. お客様の住所に、気付、様方は使用しないものとします。（但し、本人確認書類の取れるお客様は除く。）
5. お客様の取引名義は清算金等を受取る為に登録された銀行の口座名義と同じであることとします。なお、当社はおお客様が予めお届けの本人名義の銀行の口座以外への振込みは行わないものとします。
6. お客様は、住所、氏名の変更があった場合、速やかに当社所定の書式で当社に届出るものとし、当社は、お客様から届出のあった連絡先に所定の方法で連絡することにより、当該内容、又は目的物が到達したものとします。

### 第5条（代理人の禁止）

お客様が本取引を利用されるに先立ち、当社はユーザーネームを設定します。お客様が本取引を行うには当社が設定したユーザーネーム及びお客様ご自身が設定されたパスワードを入力するものとします。当社はユーザーネーム及びパスワードをもってお客様からの注文であると確認します。

2. ユーザーネーム及びパスワードは本人のみが使用できるものとし、第三者への貸与、譲渡は禁止します。
3. 本取引に係る一切の権限は、店頭外国為替証拠金取引口座のお申込みの際に記載された本人のみにあるものとします。但し、当社がやむを得ない事情と認めた場合は、この限りではないものとします。
4. 当社は、お客様が注文を出される時に提示されたユーザーネーム及びパスワードと、当社の管理するユーザーネーム及びパスワードとを相当の注意をもって照合し、相違ないものと当社が認めて、取引注文を受託します。その他の処理が行なわれたことにより生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。

### 第6条（取引口座開設の審査）

お客様が当社に口座を開設するにあたり、お客様が口座開設のお申込みをされた後、当社はその内容について当社の規定に基づく審査を行ない、承認された場合に限り取引口座を開設できるものとします。

2. 前項の審査に関するお問い合わせについて当社はその内容を開示しないものとします。

## 第7条（取引開始基準と保証）

個人のお客様は、下記に掲げる基準を全て満たす場合、当社に本取引口座のお申込が出来るものとします。

- (1) 店頭外国為替証拠金取引について相当の知識があり、取引の仕組みやリスクを十分に理解していること。
  - (2) 20歳以上80歳以下で、所定の本人確認が行えること。
  - (3) 本取引を行うに足りる資産的基礎を有すること。
  - (4) 日本国内に居住し、日本国以外には納税義務がないこと。
  - (5) 「取引約款」、「取引説明書」等の各種書面の電子交付に同意できること。
  - (6) 成年被後見人、被保佐人、被補助人、並びに生活保護法被適用者でないこと。
  - (7) インターネットでの取引ができること。
  - (8) Eメールアドレスを持ち、当社から送付したEメールが常時確認できること。
  - (9) 常時、電話での連絡が可能であること。
  - (10) 日本国内の金融機関にご本人名義の預貯金口座を保有していること。
  - (11) 登録の住所で簡易書留郵便が受取りできること。
  - (12) 反社会的勢力に関与していないこと。
  - (13) ご本人以外、或いはご本人名義以外でお取引されている方でないこと。
  - (14) 本取引口座を既に開設していないこと。
  - (15) 外国為替証拠金取引を取扱う法人、または官公庁で外国為替証拠金取引に関わる業務を担当されている役職員でないこと。
  - (16) 当社の定める口座開設時提出書類の全てを提出していること。
  - (17) その他、当社とのお取引にふさわしくないと当社が判断しないこと。
2. 個人のお客様が76歳以上である場合には、同居のご家族があり、お客様が本取引を開始することについて事前に同居ご家族の同意を得ることとします。
3. お客様が法人である場合は、下記の基準を全て満たしていることとします。
- (1) 店頭外国為替証拠金取引について相当の知識があり、取引の仕組みやリスクを十分に理解していること。
  - (2) 日本国内に本店を登記していること。
  - (3) 「取引約款」、「取引説明書」等の各種書面の電子交付に同意できること。
  - (4) 破産手続きを開始していない法人であること。
  - (5) インターネットでの取引ができること。
  - (6) Eメールアドレスを持ち、当社から送付したEメールが常時確認できること。
  - (7) 電話での連絡が可能であること。
  - (8) 日本国内の金融機関にお客様(法人)名義の預貯金口座を保有していること。
  - (9) 登録の住所で簡易書留郵便が受取りできること。
  - (10) 取引担当者を含め、反社会的勢力に関与していないこと。
  - (11) 本取引口座を既に開設していないこと。
  - (12) 取引担当者が第1項第1号、第2号、第4号、第6号の基準を満たし、且つ、お申込みの法人に在籍していること。

(13)取引担当者を含め、当社の定める口座開設時提出書類の全てを提出していること。  
(14)その他、当社とのお取引にふさわしくないと当社が判断しないこと。

4. お客様は、本条の内容に変更があったときには、当社所定の手続きにより、直ちにその旨の届出を行うものとします。

#### **第8条（受託契約の締結及び承認）**

本システムの利用に際しては、お客様が本約款を熟読し、了知のうえ当社が受託する相対取引の契約を締結するものとします。

#### **第9条（預託金銭の利息）**

本取引に関し、お客様が当社に預託された証拠や本取引の清算金その他、本取引に関する金銭に対し、利息は発生しないものとします。

#### **第10条（諸 通 知）**

本システムを利用して行った本取引の通知等の連絡事項は本システムの照会画面を通じて行うものとし、お客様において公租課税等で必要な書類が発生した場合、システムからの印刷等の行為はすべてお客様の責任において行うこととします。

### **第3章 預託金等の取扱い**

#### **第11条（預託金等）**

お客様が本取引を開始するのに必要な資金は、すべて事前に当社に預託することとし、預託の方法は、原則として銀行振込みに依ることとします。

2. お客様が、本取引を行う前に当社に預託する通貨の種類は、円貨に限るものとします。
3. お客様が、本取引を行う前に当社に預託する金額は、本取引に必要となる金額以上の額であることとします。
4. 当社は、お客様が本取引において決済を行うことにより売買差損益金が生じた場合、直ちに、益金は預託証拠金に加算され、損金は預託証拠金と相殺することとします。
5. 当社は、お客様に事前に通告することなく経済情勢の変化等に伴い証拠金の額を変更することができるものとします。
6. お客様は、前各項に定める他、本取引の証拠金等の取扱いについては当社の定めを遵守するものとします。
7. 本取引において、有価証券を証拠金として充用することはできません。

#### **第12条（預託証拠金等の返還）**

当社は、本取引に係る余剰証拠金の範囲内で、お客様からその全部又は一部の返還請求を受けた場合、当該請求を受けた日の翌日から4営業日以内にお客様に返還する手続きを行うものとします。ただし、未決済のポジションを保有しており、余剰証拠金に未決済ポジションの評価損益が含まれる場合はこの限りではないものとしま

- す。
2. お客様の出金依頼は当社所定の方法で行うこととします。15時以降に受付けたご依頼については翌営業日に返還請求を受けたこととして取り扱います。
  3. 預託金等の返還を現金等で行うことはせず、原則としてお客様が予め当社に登録した銀行口座へ振込む方法に依ることとします。

## 第4章 取引の注文

### 第13条（取引時間）

お客様は当社が定める取引時間内に取引を行うものとします。定められた取引時間内であっても通信機器等維持管理の為に一定時間取引不能が想定される場合、その連絡は事前にインターネット上で行うこととします。

### 第14条（取引通貨の対象）

お客様が取引の対象とする通貨は、取引基準通貨及び変動通貨の組合わせ（通貨ペア）であり、事前に当社が定めたもののみを行うものとします。

### 第15条（スワップポイント）

本取引に係るスワップポイントは本システム上で提示するものを適用するものとします。

2. 建玉のロールオーバーに伴い発生するスワップポイントは、純資産に加算又は減算されるものとします。

### 第16条（為替レート）

本取引に係る為替レートについては、当社が本システム上で提示するものを適用するものとします。

2. お客様が成行きで注文された場合、そのときの市況によっては表示されているレートと実際の約定レートが異なる場合があります。又、逆指値で注文された場合は指定したレートと実際の約定レートが異なる場合があるものとします。
3. 当社が本システム上で提示する為替レートが、過誤または誤謬によりインターバンク市場の実勢レートから大幅に乖離した不適切な為替レート（以下、バグレートという）が配信され、当該バグレートによりお客様の注文が約定された場合、お客様は当社が当該約定の取消しや訂正等の処理を行うことを受入れるものとします。

### 第17条（取引数量）

本取引における取引数量は取引通貨の最小取引単位を表示します。本システム上においてお客様が発注できる取引数量は、当社が事前に預託を受けている預託金の取引可能額の範囲とします。



## 第18条（注文の入力と受付け）

お客様が本システムを利用して取引を行うときは、本取引画面に次に掲げる事項をすべて入力するものとし、お客様が入力した内容を本システムが受信した時点で注文の受付けとします。尚、当社がお客様の注文を代行して本システムに入力することはいたしません。

- a. 通貨(通貨ペア)
- b. 売り・買いの別
- c. 新規・決済の別
- d. 取引額(取引数量)
- e. 注文の執行条件(成行・指値・価格等)
- f. その他お客様の指示によることとされている事項

## 第19条（注文の執行）

お客様が本システムに入力された売買注文は、第18条の定めに従い、次に掲げる事項の何れかに該当する場合、当社は新規建玉注文の執行を行なわないものとします。

- (1) お客様が注文した取引数量に対してお客様口座の預託金が不足している場合はお客様が注文した数量のすべてについて。
  - (2) お客様の注文の内容が本取引約款等に反し、当社が不相当と認めた場合。
2. お客様の手違いにより成立した売買注文について、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第20条（両建取引）

売り買い双方のポジションを同時に保有することを両建取引といいます。本取引において、両建取引をお客様自らの意思により行うことは可能ですが、その場合にはお客様が売買価格差を二重に負担することとなること及びスワップポイントの支払と受取の差額を負担する場合があるなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引であることを承諾した上で行うものとします。

2. 両建取引時の維持証拠金は、売りと買いのポジションそれぞれに算出した維持証拠金の合計額とします。

## 第21条（取引の照会）

お客様が本システムを利用して注文された取引の内容は、本システムの照会画面にて照会するものとします。

## 第22条（取引手数料）

お客様が本取引においてお支払いただく手数料は、ホームページ上の取引概要に記載されている率又は額をお客様の取引口座からお支払いただくこととします。

2. お客様は、本取引に係る手数料の率又は額について、改訂される場合があることをご承諾いただくこととします。

## 第23条（ロールオーバー）

当社は、お客様に事前に通知することなく、当社の定める日時に本約款第15条に定めるスワップポイントに基づいて、当該本取引に係るお客様のポジションの損益を求めることとします。益金が生じる場合は純資産に加算し、損金が生じる場合は純資産から差し引くことにします。尚、お客様のポジションの約定レートは当初の約定レートに固定し、変更を加えないものとします。

## 第24条（サービスの提供）

当社はお客様に対し本取引の注文方法等の情報を当社が定める範囲内でサービスとして提供するものとします。

2. 当社は年末年始を除き、外国為替インターバンク取引が行なわれる時間帯に則してサービスを提供するものとします。本サービスの内容及び時間帯は、事前にお客様に連絡することなく変更する場合があります。

## 第25条（お客様からの連絡先及び緊急時の対応）

お客様から当社への連絡先は、次の通りとします。

電話番号 03-6635-6821（代表）

FAX番号 03-6635-6822

Eメールアドレス support@exciteone.jp

受付時間 月曜日～金曜日の午前9時00分～午後5時00分

尚、電話番号を変更した場合はお客様に直ちに連絡するものとします。

## 第26条（報告書等）

当社は、売買の報告書や入出金額、各取引等の状況、及び取引口座の残高を、電磁的方法により交付いたします。お客様は本システムのレポート画面表示により確認していただきます。

お客様にとって必要となる書類等は、お客様の責任において本システムを利用して印刷していただきます。

2. 本システムの照会画面上に表示する事項は、前項及び第21条の他、お客様の口座番号と氏名に特定し、その他の個人情報識別できる住所・年齢等はお客様が本システムに入力するユーザーネームとパスワードにより相互に確認されているものとして省略します。

## 第5章 取引の決済

### 第27条（決済）

お客様は本取引に係るポジションについて、任意に転売又は買戻しによって決済できるものとします。このときお客様は、本取引口座においてお客様の決済取引総額から新規建取引総額及び諸経費等を控除した金額をお客様口座において清算するものとします。

## 第28条（ロスカットルール）

お客様が本取引口座に必要な証拠金をもとにして、余剰証拠金が0(ゼロ)を下回った時点で当社はおお客様の保有するすべてのポジションがロスカットルールに該当したと判断します。その場合、当社はおお客様に連絡することなく、お客様が保有するすべてのポジションを強制的に決済する措置を講じます。為替レートの急激な変動等によっては、想定以上の損失が発生(スリッページ)する場合があります。

2. 前項に依る反対売買の結果、納入した追加資金以上の損金が発生した場合においても、すべてお客様の計算にて行ない、当社はその責任を負わないものとします。
3. その他、本条の取決めに基づくその処理の手順は当社の判断によって変更できるものとします。

## 第29条（強制決済）

本約款第36条所定の期限の利益の喪失の場合及び当社がおお客様の意思を長期にわたって確認できない状況にあると合理的に判断した場合、当社が、本取引に係るお客様の債務を確定する為、当社の裁量によりお客様に事前に通知することなく、お客様のポジションの全部又は一部をお客様の計算において反対売買等の方法により決済するものとします。

## 第6章 取引の制限等

### 第30条（債権譲渡の禁止）

お客様が本取引において有するポジションに係る債権又はその他の一切の債権は、これを第三者への譲渡又は質入、その他処分をすることができないものとします。

### 第31条（諸経費）

本取引に係るシステムの使用料及び口座管理費は徴収しないこととします。

2. 振込み手数料は、お客様から当社取引口座への送金に係る手数料はお客様のご負担とし、当社からお客様の銀行口座への送金に係る手数料は当社が負担することとします。
3. 前項の諸経費については、変更される場合があります。

### 第32条（お客様が使用している端末の障害）

お客様が本取引に使用している端末に障害が生じた場合は、お客様の責任において障害を取除くものとします。

2. お客様が使用する端末の障害により、お客様自身が被った損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第33条（本システム利用契約の終了）

次に掲げる何れかに該当する場合、本システムの利用契約は終了されるものとします。

- (1) お客様が、当社所定の手続きにより当社に本システムの利用中止を申し出た場合。
- (2) お客様が、本契約に反し、且つ、当社が取引不適格者と判断した場合。
- (3) 当社が、本サービスを廃止した場合。

### 第34条（本サービスの制限及び利用禁止）

当社は、お客様が本サービスを利用することが不適切と判断した場合には、本サービスの利用をお断りすることができるものとします。

## 第7章 雑 則

### 第35条（公租課税）

お客様は、本取引に係る公租課税について、お客様ご自身の負担により支払うこととします。

### 第36条（期限の利益の喪失）

お客様が次の各号の何れかに該当することになった場合には、当社から通知、催告等がなくても、お客様は当社に対する本取引及びポジションに係る一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとします。

- (1) 支払いの停止又は破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立があったとき。
  - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - (3) お客様の当社に対する本取引又はポジションに係る債権又はその他の債権の何れかにおいて仮差し押え、保全差し押え又は差し押えの命令、通知が發送されたとき。
  - (4) お客様の当社に対する本取引又はポジションに係る債務について差し入れられている担保の目的物について差し押え又は競売手続の開始があったとき。
  - (5) 外国の法令に基づく前各号の何れかに相当又は類する事由が発生したとき。
  - (6) 名称・住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、当社にとってお客様の所在が不明となり、又は連絡がとれなくなったとき。
2. お客様が次の各号の何れかに該当することとなった場合には、お客様は本取引及びポジションに係る当社に対する一切の債務について当社の請求によって期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとします。
- (1) お客様の当社に対する本取引もしくはポジションに係る債務又はその他一切の債務の何れかについて一部でも履行を遅滞したとき。
  - (2) お客様の当社に対する債務（但し、本取引及びポジションに係る債務を除く。）について差し入れられている担保の目的物について差し押え又は競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらの何れかに相当又は類する事由に該当した場合

を含む。)があったとき。

(3) お客様が当社との本約款又はその他の取引契約の何れかに違反したとき。

(4) 前3号の他、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

### 第37条（相 殺）

当社は、期限の利益の喪失その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と本取引及びポジションに係るお客様の当社に対する債権その他一切の債権とを、その債権・債務の期限の前後・到来のいかんに係らず、当社はお客様に事前に通知することなくいつでも当社の債権とおお客様の債務を相殺できるものとします。

2. 前項の相殺を行う場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務及び遅延損害金の額については当社の定める利率及び率に依るものとします。

### 第38条（充当の指定）

債務の弁済又は本約款第37条に定める相殺を行う場合、お客様の債務の全額を消滅させる場合に不足が生じたときは、当社が適当と認める順序方法により弁済充当を行うことができるものとします。

### 第39条（決済条件の変更）

お客様は、天災地変、経済事情の激変等その他のやむを得ない事由に基づいて、当社が決済期日の変更等決済条件の変更を行なった場合、その措置に従うものとします。

### 第40条（免責事項）

次に掲げる事由に依る障害及び損失については当社はその責を免れるものとします。

- (1) 本取引のサービスの利用に関し、お客様ご自身が入力したか否かに係らず、ユーザーネーム、パスワードの一致を当社が確認して行なった取引による損失・損害が発生した場合。
- (2) お客様のパスワードを初回ログイン時、及びパスワード変更後90日以内に変更しなかった為に生じた損失・損害。
- (3) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、本取引に係る取引の執行、金銭の授受等が遅延し、又は不能となったことにより損失・損害が発生した場合。
- (4) 外国為替市場の閉鎖又は規則の変更等の理由に基づき、お客様の本取引に係る注文に当社が応じ得ないことにより損失・損害が発生した場合。
- (5) 通信機器、通信回線、コンピュータ等、当社の責めに帰すことができない障害に依る情報伝達の遅延、不能、誤作動等により注文等の受け付けが不能となった為に損失・損害が発生した場合。

- (6) 当社システム運用委託先の通信機器、通信回線等の障害により注文等の受付が不能となった為に損失・損害が発生した場合。
- (7) お客様がご使用の端末の障害等により本システムを利用できなかった為、損失・損害が発生した場合。
- (8) バグレート及びバグレートにより発生した約定の取消しや訂正等の処理に起因する損失・損害が発生した場合。
- (9) 当社所定の書類に押印した印影又は署名と届出の印鑑又は署名鑑とが相違ないものと当社が認めて処理が行なわれたことに依る損失・損害が発生した場合。
- (10) 取引内容及び本システムの利用方法に関するお客様の誤解又は理解不足により、損失・損害が発生した場合。
- (11) その他、当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損失・損害。

#### **第41条（反社会的勢力排除条項等）**

お客様が反社会的勢力であることが判明した場合等、当社は、契約を解除できるものとします。

#### **第42条（米国の外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) への対応）**

当社は、米国の「外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA)」に基づく日米政府間合意及び米国税務当局からの要請に基づき、米国人の租税回避を防止する目的で本人確認を実施の上、米国人に該当する場合はお客様の個人情報(氏名、住所、米国納税者番号、口座番号及び口座残高等)を米国内国歳入庁(以下、「IRS」という。)に報告するものとし、お客様は、当社が当該個人情報をIRSに報告することの措置に従うものとします。

以上

# 店頭外国為替証拠金取引のリスクについて

## リスク開示告知書

店頭外国為替証拠金取引は多額の利益を得られることもある反面、金利や為替の急激な変動等によっては多額の損失を被る危険を伴う取引です。従って、本取引の開始にあたっては、下記の事項を十分に理解しておく必要があります。

### (店頭外国為替証拠金取引のリスクについて)

1. 店頭金融先物取引は、少ない証拠金で多額の外国為替取引を行なおうとする、てこの法則（レバレッジ効果）を利用した取引です。このため、為替レートの変動次第では大きな利益を得ることができる反面、短期間のうちに、お客様が預託した証拠金の大部分、又はそのすべてを失うこともあります。又、状況によっては預託した証拠金以上の損失がでる可能性があります。
2. 店頭外国為替証拠金取引では、為替レートがお客様のポジションに対して一定幅以上不利な方向に変動した場合、追加資金を納入して取引を継続されるか、あるいはそのまま決済するのかをお客様ご自身の責任で判断して頂くこととなります。もし、お客様が追加資金を納入されないままお取引を継続された場合、ロスカットルールが適用される可能性があります。(約款第28条参照) その結果、差し入れた証拠金以上の損失(スリッページ)が生じる場合があります。その場合の損失についてもお客様が責任を負うこととなります。
3. 店頭金融先物取引では、取引に異常が生じた場合やその恐れがある場合には、証拠金の額の引き上げが行なわれることがあります。
4. 損失を限定することを意図した注文方法として、ストップ・ロス・オーダー（指値につくと、直ちに成行きにより売買される）があります。通常市場環境においても指定したレートよりもお客様にとって不利なレートで約定されることもあり、又、為替レートが一方的に急激に変動した場合、ストップ・ロス・オーダーで意図した価格よりも著しく乖離したレートで約定されることがあり、予想以上の損失を被る場合があります。

### (店頭外国為替証拠金取引の性質とリスクについて)

1. 店頭外国為替証拠金取引では、金融商品取引所のように組織化された取引所がなく、すべてお客様と相対取引の当社との間の直接取引であり、売買取引は相対の当社がインターバンク市場の実勢に基づいて提示する為替レートに、お客様が応じる方法で執行されます。  
お客様が日頃テレビや新聞等でご覧になる為替レートは市場の参考価格として受止めるべきであり、当社が提示する為替レートとは必ずしも一致しないことがあります。
2. 店頭外国為替証拠金取引は、金融商品取引所の金融商品取引と比べて規則が少ない為、取引所取引とは異なる独自の規則に基づいて管理されています。このことは、取引の

執行が取引所取引に比べて、当事者同士の信頼に依存する部分が多くなるということにもなります。

3. 店頭外国為替証拠金取引は元本や利益が保証された金融商品ではなく、又、ペイオフ制度の対象でもありません。

#### **(店頭外国為替証拠金取引の信用リスクと信託保全について)**

店頭外国為替証拠金取引はお客様と当社との相対取引ですから、金融商品取引法上の投資家保護基金などの公的な資産保全制度はありません。この為、お客様は当社や銀行の信用リスクを負うこととなります。当社では、法令諸規則に基づきお客様から預託された資金は、日証金信託銀行株式会社に金銭信託として当社の固有財産とは区分して信託保全されます。

#### **(金利変動リスクについて)**

店頭外国為替証拠金取引は、通貨の交換と同時に金利の交換も行なわれ、日々スワップポイントの受払いが発生します。高金利通貨の方を買っている場合は、スワップ金利は受取りになりますが、逆に高金利通貨の方を売っている場合は、金利調整分の支払義務が生じ、それぞれ毎日の値洗いに加減され、お客様がポジションを維持する限りスワップポイントの受払いが発生します。又、スワップポイントの受払いは、各国の景気や政策など様々な要因に依る金融情勢を反映した短期金利の変化に応じて日々変化しており、固定されたものではありません。

#### **(流動性と特殊な状況のリスクについて)**

店頭外国為替証拠金取引は、為替レートの急激な変動等により、ビッド、オファーのスペレッドが通常より大きく乖離したり、お客様が保有するポジションを意図した価格で取引ができないことや新たなポジションを保有することが困難となる場合があります。また、当社が取り扱っている通貨のうち、日本円をはじめ主要通貨は通常高い流動性が確保されておりますが、主要国の休日・祝日における取引や普段から流動性の低い通貨でのお取引の場合、通常取引時間帯であっても価格表示や注文の成立が困難となる場合があります。天災地変、戦争、紛争、政変、各国の為替管理政策の変更等特殊な状況が発生した場合、取引が困難或いは不可能となることもあります。

#### **(オンライン取引のシステム・リスクについて)**

1. インターネットを利用したオンライン・システムを使った取引の場合、注文の受付に人手を介さない為、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が成立しない、或いは意図しない注文が成立する可能性があります。
2. オンライン取引システムは、お客様ご自身の通信機器の故障、通信回線の障害など電子取引システムそのものの障害等に依る原因で一定期間にわたって利用できない可能性があります。
3. オンライン取引システム上で表示される価格情報は、リアルタイムで表示されるとは



限りません。市場が急激に変動した場合や、インターネットのシステム環境の状況により、価格情報は遅れ気味となり、オンライン取引システム上の価格情報と市場の実勢価格には乖離が生じる可能性があります。

4. 電子取引システムを利用する際に用いるユーザーネームやパスワード等の情報が、窃盗、盗難等により漏洩した場合、その情報を第三者が悪用することによりお客様に損失が発生する可能性があります。

#### **(売買注文のキャンセルリスクについて)**

お客様が出された売買注文は、その注文が成立するまではキャンセルすることができますが、約定した売買注文をキャンセルすることはできません。

#### **(外貨建て取引のリスクについて)**

本取引には外貨建て取引される通貨ペアがあります。この場合、損益の他、当該通貨ペアの為替変動に依る影響を受けることがあります。

以上の説明で、店頭外国為替証拠金取引に係るリスクを漏れなく説明したとはいいきれません。従って、取引を開始する場合、又は継続して行う場合には、当社が交付した金融商品取引法第37条の3の規定に基づく説明書等で取引の仕組みやリスクについて十分に研究、理解し、お客様の資力、取引目的、知識・経験等を考慮して取引をされることが重要です。又、本取引が、すべてのお客様に無条件に適しているともいいきれませんので、お客様ご自身が上記事項に留意し、適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において取引をされますようお願いいたします。

以上

平成26年9月5日制定

平成26年12月25日改訂

平成27年10月13日改訂

平成29年11月17日改訂

2019年2月21日改訂

#### **(連絡先)**

エキサイトワン株式会社

<https://exciteone.jp>

106-0047 東京都港区南麻布 3-20-1 Daiwa 麻布テラス 4階

電話：(03)6635-6821 FAX：(03)6635-6822

メール：support@exciteone.jp

店頭外国為替証拠金取引に関するお問い合わせは、上記の連絡先で承ります。